

令和2年4月21日

御取引先様 各位

原材料に含まれる「たんぱく質加水分解物」への対応のお願い

日東ベスト株式会社
品質保証部



拝啓

時下、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨今はお客様にて食品添加物等の使用制限を設けるところが多くなり、そのため情報公開要求も年々高まってきております。

特に、原材料に含まれる「たんぱく質加水分解物」はその作成過程において、化学的な「酸分解」か、「酵素分解」などの違いにより「クロロプロパノール類」が含まれる場合があります、使用制限を設定するお客様が増えてきております。

つきましては、原材料規格書に「たんぱく質加水分解物」が含まれる場合は、下記のご対応をお願い申し上げます。

敬具

記

【依頼内容】

- ・原材料に「たんぱく質加水分解物」が含まれている場合の措置対応
(2次・3次原料も対象としてください)

1. 原材料規格書(弊社仕様)の4ページ「原材料仕様」

「基原料原料・備考/補足」の欄に、「酸分解」か、「酵素分解」などの製造方法の違いの記載をお願い致します。

2. 「酸分解」による製造の場合

別途「DCP、MCPD分析成績書」の提出を、原材料規格書と一緒にご提出をお願い致します。

3. 送付先 弊社購買部まで

〒991-8610 山形県寒河江市幸町4-27

日東ベスト株式会社 購買部 担当宛

以上